

一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）（静岡県駿東郡小山町須走字西沢地内から御殿場市仁杉字上ノ山地内まで）に係る土地収用及び使用事件（平成30年度第1号及び同第1号の2事件）について、次のとおり審理を開始する。

平成31年4月19日

静岡県収用委員会

1 期 日

平成31年5月21日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

（終了時刻は、審理の状況により繰上げ又は繰下げすることがある。）

2 場 所

三島市民文化会館 3階 大会議室（三島市一番町20番5号）